選挙における投票所の確認につい

見直しを図りました。 空調設備の整備などを考慮し、 霞町選挙管理委員会は、 有権者数の 昨年、 均衡や施設の段差の 投票区並びに投票所

指定される投票所について再度のご確認をお願いします。 本年の夏に国政参議院選挙の執行が予定されておりますので

変更なし (元栗橋)

変更なし※「川妻認定こども園おひさま」 (川妻・小手指・両新田)

第3投票区投票所 (海洋センター)

第1投票区投票所 (元栗橋会館)

第2投票区投票所 (川妻保育園)

第4投票区投票所 (小福田集会所)



(公民館ホール) (堀之内・新幸谷・小福田・大福田)

第3投票区投票所

第5投票区投票所 (ふれあいセンター)

第6投票区投票所 (幸主浄徳院)

第7投票区投票所 (原宿台コミュニティーセンター)



第4投票区投票所 (ふれあいセンター)

(山王山・山王・江川・幸主・冬木)

変更なし※[第7]→[第5] (土与部・原宿台)

たい情報を請求に応じて公開す る制度です。 行政情報を公開しています。 情報公開は、 町では、情報公開条例を制定

平成27年度 運用状況に

または取得した行政情報)情報公開を請求できる人 平成13年4月1日以降に作成

個人、法人、その他の団体 している人 町内の事務所、 事業所に勤務

町が行う事務事業に利害関

のある人

情報公開対象文書

町内に事務所、事業 事業所のある

区分	請求件数	請求のうち公開件数	公開した情報の内訳		
			全部公開	部分公開	非公開
情報公開	28	18	12	3	3
任意的公開	3	3	2	1	0
個人情報	0	0	0	0	0

※任意的公開とは、町外の方が情報公開請求をする場合や平成13年 3月31日以前の行政情報をいいます。



利益の保護および町民に信頼さ 制定し、個人情報の適正な取り 障することにより、 情報の公開等を求める権利を保 るとともに、町が保有する個人 扱いについて必要な事項を定め 積され利用されています。 しています。 れる公正で民主的な町政を推進 町では、個人情報保護条例を 大量の個人情報が収集・ 個人の権利

情報公開について

みなさんが知り



○お問い合わせ

総務課 総務G

閲覧件数については、 平成27年度選挙人名簿抄本の 0件でし

選挙人名簿抄本閲覧状況につい 年3月31日までの期間 ○閲覧状況 します。 3条の4の規定に基づき、公表 項および公職選挙法施行規則第 平成27年4月1日から平成28 公職選挙法第28条の4第7 に行った

選挙人名簿抄本 閲覧状況の 公表について

現在は高度情報化社会とな